



医療用ウィッグ・乳房補正具の購入費を助成します

市では、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成。がん治療により生じた脱毛などの容姿変化を気にせず、社会参加に前向きに取り組めるよう支援しています。

また、4月1日からは、がん治療により乳房切除を受けた人の乳房補正具の購入費の一部助成も開始しています。

■**対象** がんと診断され、次に該当する市民▶治療に伴う脱毛の影響により医療用ウィッグ(全頭用)を購入した市民▶乳房切除術を受け、4月1日以降に乳房補正具(体内に挿入する人工乳房を除く)を購入した市民

■助成対象経費・補助率

| 補正具の種類 | 助成対象経費 | 補助率 |
|--------------|--|------------------|
| 医療用ウィッグ(全頭用) | 対象者1人につき本体1台分の医療用ウィッグ(1回限り) ※付属品やケア用品などの購入費用は対象外 | 購入費用の2分の1(上限3万円) |
| 乳房補正具(左・右) | 対象者1人につき本体1個分の補正パッドまたは人工乳房本体(左右それぞれ1回限り) ※上記を固定する下着などは対象外 | 購入費用の2分の1(上限2万円) |

■**申請期限** 購入費用支払い後、6カ月以内
※やむを得ない事由により6カ月以内に申請できなかった場合は、健康づくり課にご相談ください

■**申請方法** 申請書類に必要事項を記入の上▶領収書(品名や金額が記載されているものに限る)の写し▶がん治療受診確認書類(診断書、治療方針計画書、治療方法手術に関する説明書など)の写し▶本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)▶口座通帳の写しを添えて、下記へ持参または郵送

*申請書類は、健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko_iryō_fukushi/oshirase/1012361.html)に掲載しています



【問い合わせ・提出先】

健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3614)、各総合支所健康づくり窓口(大迫☎41-3128、石鳥谷☎41-3448、東和☎41-6518)



震災被災者の住宅の新築や購入を支援しています

【問い合わせ・申請】
新館建築住宅課(☎41-3567)

東日本大震災により県内で被災した人が花巻市内で住宅の新築または購入をしたとき、下表の補助を行っています。

※本年度で終了します。申請方法など、詳しくは新館建築住宅課へお問い合わせください

■住宅新築・購入補助および利子補給

| 区分 | 要件 | 補助の金額 | | 受付期限 |
|---------------|---|--|--------------------------------|-----------|
| ①住宅の新築・購入 | 国の被災者生活再建支援金の基礎支援金および加算支援金(建設・購入に限る)を受けていること | 2人以上の世帯 | 100万円 | 令和5年1月31日 |
| | | 1人世帯 | 75万円 | |
| | | 床面積75平方メートル未満 | 40万円 | |
| ②バリアフリー対応住宅加算 | 高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと | 床面積75平方メートル以上120平方メートル未満 | 60万円 | 11月30日 |
| | | 床面積120平方メートル以上 | 90万円 | |
| | | 使用量10立方メートル以上20立方メートル未満 | 20万円 | |
| ③県産材使用住宅加算 | 10立方メートル以上の県産材を使用していること | 使用量20立方メートル以上30立方メートル未満 | 30万円 | 11月30日 |
| | | 使用量30立方メートル以上 | 40万円 | |
| | | ①により、住宅の新築・購入をしていること | 当初5年間の利子2分の1以内(対象融資限度額1,460万円) | |
| ④利子補給 | 新住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子) 既往住宅債務(震災前から受けていた融資の利子) | 新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限) | | |



花巻中央広場イルミネーション ～ヒカルヒロバ2022～

【問い合わせ】
新館公園緑地課(☎41-3569)

昨年度に続き、花巻中央広場のイルミネーションを実施します。

きらびやかな照明や幻想的な明かりのともるオブジェを見ながら、家族、友人、恋人と、心温まる冬のひとときを過ごしてみませんか。

■点灯期間

12月3日(土)～令和5年2月14日(火)

■点灯時間

午後4時30分～午前0時

■会場

花巻中央広場、旧まちなかビジターセンター周辺

*花巻中央広場でのキッチンカーや屋台などの出店を随時受け付けています。希望する人は新館公園緑地課(☎41-3570)までご相談ください



▲昨年度のイルミネーションの様子

～モミの木の飾り付け体験～

花巻地区電気工事業協同組合のご協力により、イルミネーションの飾り付け体験を行います。

シンボルツリーのモミの木への飾り付けを希望する皆さんの参加をお待ちしています。

■**対象** 小学生以下

■**飾り付け日時** 12月3日(土)、午後3時

■**集合場所** 旧まちなかビジターセンター前

■**定員** 30人程度(先着順)

※参加無料。申し込み不要

です。また、点灯式を午後4時30分頃から行います。見学は自由です

■**問い合わせ** 花巻地区電気工事業協同組合(☎24-5555)



住居表示実施地区に建物などを新築する場合は 建物等新築届の提出が必要です

市では、住所を分かりやすく表示するために住居表示制度を実施しています。右表の地区内に住宅などの建物を新築・改築する場合は、建物等新築届の提出が必要です。届け出により、住所として使用するための住居番号(○番○号など)を設定し通知します。

届け出をしていない場合は、住居番号が確定できず、転入や転居の手続きをすることができませんのでご注意ください。

■必要書類

①建物等新築届

※様式は本館市民登録課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます

②現地案内図

③建物の配置図

※敷地と建物の位置を示したもの

④1階平面図

※集合住宅の場合は、各階の平面図

■住居表示実施地区

| 五十音 | 地区名 |
|-----|---|
| あ行 | 東町、愛宕町、大通り一・二丁目、御田屋町 |
| か行 | 鍛冶町、花城町、上町 |
| さ行 | 材木町、坂本町、桜台一・二丁目、里川口町、下幅(一部対象外の地区があります)、城内、末広町 |
| た行 | 高田、豊沢町 |
| な行 | 仲町、西大通り一・二丁目 |
| は行 | 一日市、双葉町、吹張町、星が丘一・二丁目 |
| ま行 | 松園町一丁目 |
| や行 | 四日町一～三丁目 |
| わ行 | 若葉町一～三丁目 |

住居表示実施地区以外では土地の地番が住所となりますので、届け出は必要ありません

【問い合わせ・届け出】

本館市民登録課(☎41-3547)